



長野県報

8月10日(月)
平成27年
(2015年)
第2698号

目 次

告 示

- | | |
|---|---|
| 自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課） | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 1 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 1 |

公 告

- | | |
|----------------------------------|---|
| 長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定の案の縦覧（自然保護課） | 2 |
| 土地改良区の定款変更の認可（農地整備課） | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） | 3 |
| 平成28年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施（高校教育課） | 3 |
| 正誤（2件）（砂防課） | 4 |

告 示

長野県告示第366号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県佐久地方事務所並びに小海町役場において縦覧に供します。

平成27年8月10日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

| 名 称 | 事 業 地 の 位 置 |
|-------------|---|
| 中央高原線道路（車道） | [路線] 起点 南佐久郡小海町大字千代里八ヶ嶽（当該縦覧に供する図書で示す地点） 終点 南佐久郡小海町大字千代里八ヶ嶽（当該縦覧に供する図書で示す地点） |

自然保護課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年8月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年8月10日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 飯山斑尾新井線

3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|-----------|--------|
| 飯山市大字飯山字上倉681番地先から 飯山市大字飯山字上倉747番の1地 先まで | 旧 | m | km |
| 飯山市大字飯山字上倉681番地先から 飯山市大字飯山字上倉747番の2地 先まで | 新 | 16.0～30.0 | 0.1959 |

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年8月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

て、一般の縦覧に供します。

平成27年8月10日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 飯山斑尾新井線

2 供用を開始する区間

飯山市大字飯山字上倉747番の1地先から

飯山市大字飯山字上倉747番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成27年8月11日

道路管理課



公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により生息地等保護区（以下「保護区」という。）の指定をしたいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成27年8月10日

長野県知事 阿部 守一

1 保護区の名称

開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）

2 保護区の指定目的

開田高原希少野生動植物保護区は、木曽郡木曽町開田高原に位置し、水田や飼料用採草地などの農耕地が大半を占めている。

指定区域のうち、採草地の部分は火入れと草刈の伝統的な管理が行われてきたことから、動植物が生息するための好適な環境が維持され、多くの希少野生動植物が生息又は生育するなど生物多様性の高い場所となっている。

しかしながら、近年は踏み荒らしなどにより生息環境の悪化が著しいことから、立入制限などの規制を行い、希少野生動植物との生息環境の保全を図る。

3 保護区の指定の区域

木曽郡木曽町開田高原末川3764-2、3769-3、3772-1、3772-2、3774-2、3775-1、3775-2、3783-1、3783-2、3784-1、3784-2、3787-3、3787-9、3787-10、3787-11の一部、3787-42、3787-44、3787-46、3788-12、3788-14及び3789-13並びに旧森林鉄道軌道敷の一部（区域図のとおり。）

4 保護区の指定に係る指定希少野生動植物

チャマダラセセリ ほか

5 保護区の指定区分別面積

| 指定区分 | 面積 |
|--------------|--------|
| 規制地区及び立入制限地区 | 0.66ha |
| 監視地区 | 1.41ha |
| 計 | 2.07ha |

6 保護区の存続期間

平成27年9月1日から平成37年8月31日まで（10年間）

7 保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

(1) 県は、保護区の指定の区域に看板及び立入規制線を設置し、当該区域が保護区であることを明示することで、一般への注意喚起と普及啓発を図る。

(2) 指定区域の規制地区は立入制限地区と重複させて立入制限を行うとともに、監視地区についても関係者（當農並びに土地の管理行為を行う所有者等又は地域における保護活動の定着を目的とした学術研究調査、保護活動並びに環境学習を実施する者で、所有者、木曽町及び長野県の了承を得た者をいう。以下同じ。）以外の立入りを制限し、保護区全体で一般者の立入りを制限する。

(3) 特に関係者以外が保護区へ立ち入ることのないよう、希少野生動植物保護監視員等による監視活動を実施し、静ひつな生息環境の保持に努める。

また、関係者が保護区内に立ち入る際は腕章等の所定の表示を行い、立入りを了承された者であることを明確にすること。

(4) 条例で定める保護区指定に伴う規制のうち、次の事項は適用除外事項とする。

ア 土地所有者等による農林業の行為（農林業の一環として行う火入れも含む。）

イ 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの又はそのための立入り

ウ 非常災害に対する応急措置又はそのための立入り

(5) 農林業の一環として行われていた火入れや草刈は生物多様性の高い環境を維持することに寄与していたことから、指定区域内における火入れや草刈などの保護活動は引き続き継続しながら、希少野生動植物との生息環境の保護を図る。

(6) 生息環境の維持作業などの保護活動について、県等は外部支援者の確保及び拡大に努め、多様な主体の参加と連携により、地域の保護活動が長期に渡って持続できるような体制づくりに努める。

8 指定の案の縦覧場所

長野県環境部自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曽地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

9 意見書の提出

この保護区の指定に係る利害関係人は、公告の縦覧期間満了の日（公告した日から起算して14日を経過する日）までの間、知事に対して意見書を提出することができます。

提出先 郵便番号380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部自然保護課 FAX：026（235）7498

（「区域図」は、省略し、その図面を8の場所に備え置いて縦覧に供する。）

自然保護課